

国立大学法人鹿屋体育大学監査室規程

〔平成29年12月22日〕
規 程 第 33 号
改正 令和5年7月7日
規 程 第 14 号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号。）第25条の2第2項の規定に基づき、監査室に関し、必要な事項を定める。

（業務）

第2条 監査室は、学長の直轄的な事務組織として国立大学法人鹿屋体育大学（以下、「法人」という。）に設置され、法人の業務の適性かつ効果的な執行に資するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 業務及び会計の内部監査に関すること。
- (2) 監事及び会計監査人による監査への協力及び連携に関すること。
- (3) 研究費不正防止室との連携に関すること。
- (4) その他学長が必要と認める監査業務に関すること。

（監査室長）

第3条 監査室に監査室長を置き、事務職員をもって充てる。

2 監査室長は、学長の命を受けて、監査室の事務を総括する。

（室員等）

第4条 監査室に室員を置くことができる。

2 室員は、監査室長の命を受けて監査室の事務を処理する。

3 監査室長は監査の企画又は実施にあたり、必要と認めたときは、学長の承認を得て、室員以外の法人の職員を監査員又は監査補助員として指名することができる。

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、監査室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月22日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
- 2 国立大学法人鹿屋体育大学監査室設置要項（平成18年6月30日学長裁定。以下「監査室設置要項」という。）は平成30年3月31日をもって廃止するものとする。
- 3 この規程の施行後、監査室設置要項が廃止されるまでの間は、この規定による監査室は監査室設置要項に規定する監査室と協力し、業務を行うものとする。

附 則（令5.7.7 規程第14号）

この規程は、令和5年7月7日から施行する。